

3. 事故事例

事例1 乗組員が網を揚収中にサイドローラに巻き込まれた事故

単独で回転中のローラに網を固定中、手袋がローラに挟まれ左腕を負傷

事故の概要：本船（総トン数9.7トン）は、船長、漁労長、甲板員3人が乗り組み、棒受網の揚網作業中、平成30年9月14日04時30分ごろ、漁労長がサイドローラに巻き込まれ骨折の重傷を負った。

本船は、03時30分ごろ、3回目の投網を行った後、乗組員全員で網の大部分の揚収を終えた。

魚汲み準備作業（船首側および船尾側のサイドローラ（以下、ローラ）で網の巻揚げを調整して魚群を網の船首部に寄せながら網の底部を平坦にする作業）を行うこととした。

網の揚収が、船首側ローラより船尾側ローラの方が進んでいたので、船尾側ローラを固定して船首側ローラで網を揚げることとし、船長、甲板員3人が船首側サイドローラに、漁労長が船尾側ローラについた。

漁労長は、回転中の船尾側のローラとブルワークの隙間に左手を入れてローラに網を固定しようとした。

漁労長のゴム手袋の指先部分が揚収中の網と回転している船尾側ローラとの間に挟まれ、その後、左手に続いて左腕が巻き込まれた。

船首側に魚群が偏在して船首側ローラでの巻き揚げに人手を要し、漁労長が**単独で船尾側ローラに網を固定していた**。

好漁で操業時間が長引き、早く帰港したいと気持ちに焦りがあったこと、作業への慣れがあったことからゴム手袋を着用し、回転中の船尾側ローラに網を固定しようとした。

原因：本事故は、夜間、本船が、錨泊して揚網作業中、魚汲み準備作業の際、漁労長が、単独で、ゴム手袋を着用し、船尾側ローラが回転した状態で船尾側ローラに網を固定しようとしたため、ゴム手袋の指先部分が揚収中の網と回転している船尾側ローラとの間に挟まれ、その後、左手に続いて左腕が船尾側ローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。

再発防止に向けて（事故防止策）

- ・ローラの操作レバー担当者をつけ、常時、作業状況を監視させること。
- ・網の固定を行う際、ローラを停止させ、網を固定する作業者と操作レバー担当者とが連携して作業を行うこと。
- ・網の固定を行う際、手袋を外すこと。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（2019年8月29日公表）

https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2019/MA2019-8-3_2019tk0016.pdf

